

県改第1126号

令和5年9月20日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

内部管理評価報告書について

地方自治法第150条第6項の規定により、内部管理評価報告書について、次のとおり報告します。

令和4年度

兵庫県内部管理評価報告書

令和5年8月10日

兵 庫 県

目次

1	内部管理の整備及び運用に関する事項	1
(1)	推進体制	1
(2)	推進組織	1
2	内部管理の取組	2
(1)	整備・運用	2
(2)	評価	2
3	評価結果（評価基準日：令和5年3月31日）	4
(1)	判明した不備の概要	4
(2)	整備状況、運用状況及び有効性の評価結果	5
4	不備の是正等に対する取組	5
(1)	各所属における評価対象期間中に判明した不備への対応	5
(2)	推進組織における全庁的な対応	5
(3)	評価対象期間外（令和3年度）に発生した 国庫支出金の請求漏れへの対応	6
5	評価結果を踏まえた課題と今後の取組	6
(1)	内部管理制度への意識向上	6
(2)	職員一人ひとりの財務能力向上	6
(3)	繰り返される傾向がある不備の精査、情報の共有化	6
(別表)	不備事項の自己評価及び独立的評価	7

地方自治法第150条第4項の規定による評価を兵庫県内部管理基本方針に基づいて実施し、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

兵庫県知事 齋藤元彦

1 内部管理の整備及び運用に関する事項

本県は、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ「兵庫県内部管理基本方針」を定め、財務に関する事務について、適正な管理及び執行を確保する内部管理体制の整備及び運用を行っている。

内部管理制度は、現状の内部管理を可視化し、財務に関する事務の不備の未然防止を図るとともに、その発見や是正の迅速化を進めるもので、職員一人ひとりの主体的な取組と、プロセスを重視する組織的で不断の取組の双方が重要である。

なお、内部管理は、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、想定外の環境の変化等もあることから、これを阻害する全てのリスクを防止し、または当該リスクの顕在化を適時に発見できない可能性がある。

(1) 推進体制

区 分	職 名	役 割
内部管理総括責任者	財務部長	内部管理の整備及び運用を推進する実務的な責任者
内部管理財務担当責任者	会計管理者	財務に関する事務上のリスクの識別、評価及び対応並びに内部管理の評価の責任者
内部管理責任者	各部長等、県民局長・県民センター長	各部局等における内部管理の実務的な責任者
内部管理総括推進員	各部局総務担当次長、県民局副局長・副センター長	各部局等における内部管理の具体的な取組を推進
内部管理推進員	所属長	各所属における内部管理の取組を推進

(2) 推進組織

区 分	所 管 課	役 割
総括部局	県政改革課	内部管理体制の整備及び運用を推進
推進部局	出納局会計課	財務に関する事務のリスクの識別・分類、分析・評価等、リスク対応策のとりまとめ
評価部局	出納局審査・指導課	内部管理の整備状況及び運用状況の独立的評価、内部管理評価報告書の作成
実施部局	各所属	所属における内部管理の取組を推進

2 内部管理の取組

(1) 整備・運用

ア 推進部局によるリスクの提示（実施：出納局会計課）

- (ア) 過去に発生した不適切事例や監査指摘事項等も踏まえながらリスクを洗い出したリスク一覧を作成（50項目）
- (イ) 全庁に共通するリスクで、かつ県民からの信頼を著しく損なうような質的重要性が高いリスクを「全庁重点リスク」として選定（7項目）
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)のリスクを全庁に提示し、推進を徹底
（令和4年度全庁重点リスク）

1	・不適切な履行確認（対象外経費に対する支出）
2	・不適切な履行確認（年度内完了していない事業の完了確認）
3	・不適切な入札・見積もり合わせ
4	・不適切な納品（年度を超えた不適切な納入、瑕疵のある物品の納入）
5	・不適切な現金等の管理
6	・内部管理制度の周知・認識不足等による、不適切なリスクの管理・共有
7	・諸手当の支給に係る不適切な確認（年度途中で追加）

イ 各所属における推進

- (ア) リスク一覧を参考に、当該所属の業務に応じて、リスクが発生した際の影響度及び重要性を分析し、「所属重点リスク」を選定
- (イ) 全庁重点リスク・所属重点リスクに対する対応策を整備し、日々の業務において実践するとともに、必要に応じてリスクを追加・削除、対応策を修正
- (ウ) 必要に応じて規程やマニュアル等も改訂

(2) 評価

ア 評価対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

イ 適用範囲及び対象事務：

行政組織規則（昭和36年規則第40号）に規定する本庁及び地方機関に該当する組織が行う財務に関する事務

ウ 評価の手法

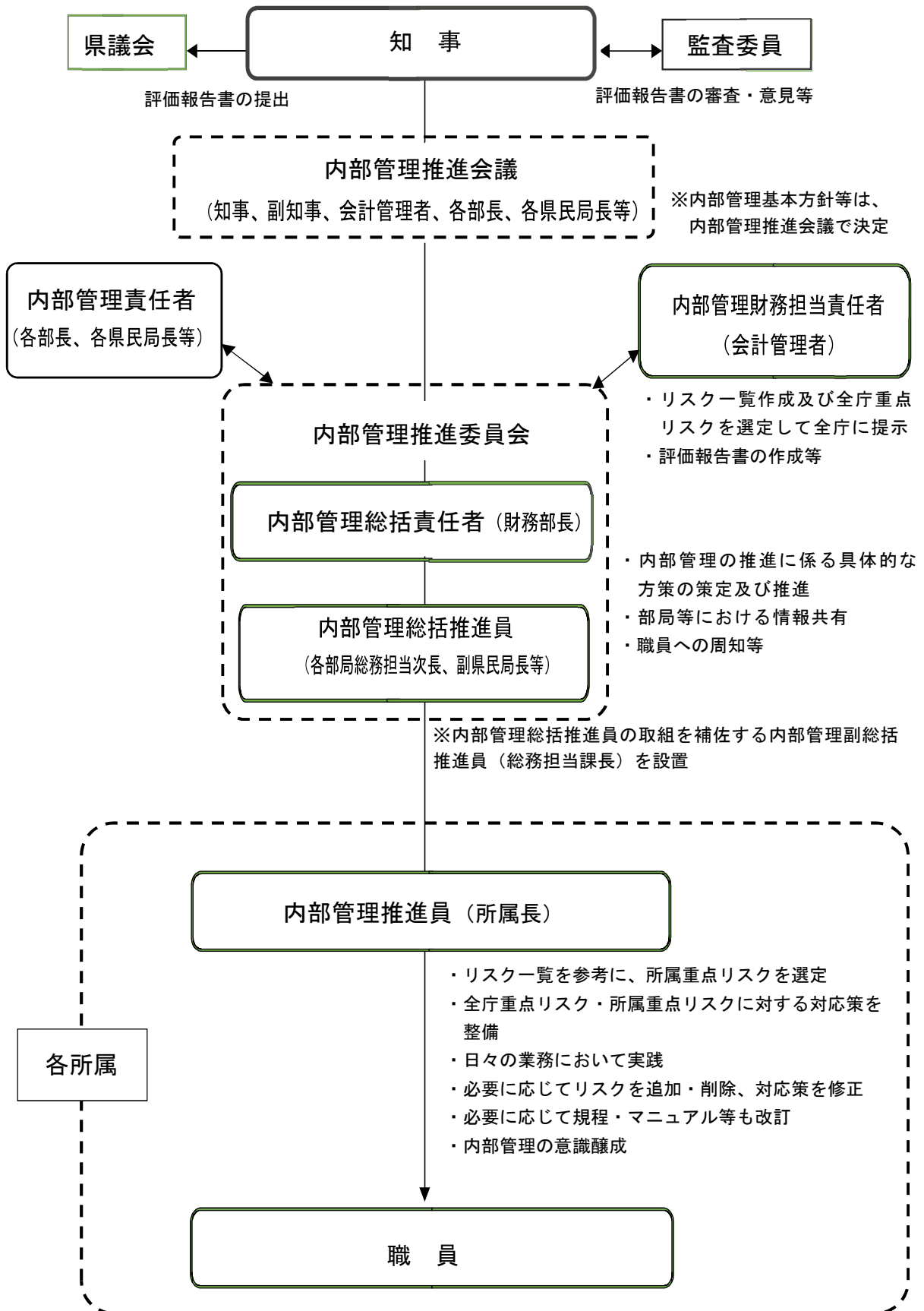
(ア) 各所属における評価

日々の決裁や自己点検等による日常的モニタリングを通じて、把握した不備について改善・是正を行い、内部管理の有効性を自己評価

(イ) 評価部局による独立的評価（実施：出納局審査・指導課）

各所属の自己評価及び不備があった場合の対応状況（改善、是正措置）について、会計審査及び会計事務指導等を通じて、内部管理の不備を把握し、不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断

(参考) 内部管理推進体制イメージ



3 評価結果（評価基準日：令和5年3月31日）

全所属（231所属）についてガイドラインに基づいた評価を実施した結果、評価対象期間中に判明した不備の概要並びに整備状況、運用状況及び有効性の評価結果については、以下のとおりである。

(1) 判明した不備の概要

各所属において、故意による不正行為等（懲戒処分該当事案等）や回復又は是正が困難な事例（高額な現金の紛失等）といった重大な不備は認められなかった。

不備の件数は前年度（令和3年度）よりも増加しており、特に職員手当の届出内容と実態の不一致、承認手続きを得ない等の不適切な再委託、県に事務局のある任意団体通帳の名義変更漏れ、財産の損傷等の不備の件数の増加が目立った。また、同じ所属で令和3年度と同じ内容の不備が発生しているケースが、財産の損傷を中心に32所属で38件発生している。

分類区分		件数		
		令和3年度 ①	令和4年度 ②	増減 ②-①
A	手続き上の誤りなど軽微又は不十分であったもの	86	139	53
B	放置すれば違法又は不適正な支出や収入につながっていたもの	17	10	△7
C	違法又は不適正な支出や収入が行われたものの軽微又は是正できたもの	29	28	△1
D	違法又は不適正な支出や収入が行われ、回収や返還ができなかったもの	0	0	0
E	故意による不正行為等（懲戒処分該当事案等）	0	0	0
合計		132	177	45

※詳細は、別表「不備事項の自己評価及び独立的評価」のとおり

※内部管理制度の周知により、各所属の自己点検等が進んだ結果、増加した側面もある

（不備について増減の主な理由）

分類区分	主な理由（前年度との増減(実数)）
A（53件）	<ul style="list-style-type: none"> 承認手続きを得ない等の不適切な再委託（+4件(0件→4件)）※ 条文不備等の不適切な契約書の作成（+6件(12件→18件)） 車両やパソコン等の財産の損傷（+19件(30件→49件)）
B（△7件）	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等における不適切な履行確認（△3件(3件→0件)） 不適切な変更契約（△2件(2件→0件)） 県に事務局のある任意団体通帳の名義変更漏れ等（+3件(0件→3件)）
C（△1件）	<ul style="list-style-type: none"> 諸手当の届出内容と実態の不一致（+8件(0件→8件)）※ 支出金額の誤り（△7件(16件→9件)）

※重点項目を令和4年度のリスク項目に追加し、全庁的な注意喚起を実施

(2) 整備状況、運用状況及び有効性の評価結果

ア 整備上の不備

規定や手続では内部管理の目的を十分に果たすことができない、規定や手続が業務に適切に適用されていない等の内部管理の整備上の不備はなかった。

イ 運用上の不備

今回認められた177件の不備は、意図したように内部管理の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた運用上の不備であったが、大きな経済的・社会的不利益を生じさせる重大な不備はなかった。

ウ 有効性の判断

上記ア及びイにより、県の令和4年度においては、重大な不備はなく、評価基準日（令和5年3月31日）において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断した。

区 分	整備状況の評価	運用状況の評価	合計
内部管理の不備	(0件) 0件	(132件) 177件	(132件) 177件
内部管理の重大な不備	(0件) 0件	(0件) 0件	(0件) 0件
有効性の評価	有効(重大な不備なし)	有効(重大な不備なし)	—

(注) 前年度の件数を()書きした。

4 不備の是正等に対する取組

(1) 各所属における評価対象期間中に判明した不備への対応

その都度重点的に取り組むべき重点リスク(「全庁重点リスク」または「所属重点リスク」として管理するとともに、不備があった内容について十分把握したうえで、その対応策を適切に講じ、改善に取り組んだ。

(2) 推進組織における全庁的な対応

内部管理総括責任者及び総括推進員で構成される「内部管理推進委員会」を開催し、不備の是正や未然防止に向けた全庁的な対応策の検討のほか監査委員事務局や各部局との情報共有等を図った。

令和4年度においては、事業の再委託や職員の手当受給の適正化について全庁的な注意喚起を行い、リスク一覧や全庁重点リスクに追加するなどの措置を講じた。

(3) 評価対象期間外（令和3年度）に発生した国庫支出金の請求漏れへの対応

令和3年度中の国庫支出金の請求漏れ事案が令和4年度になって発覚したことを受け、該当の所属において、令和4年度のリスク評価シートに所属重点リスクとして記載して管理し、帳簿の整備と複数職員による日常的チェック体制を強化したことに合わせ、全庁的にも注意喚起を行い、再発防止を図った。

5 評価結果を踏まえた課題と今後の取組

内部管理において切れ目なくPDCAサイクルを機能させ、不備の低減や迅速で適切な対応を図れるよう、以下の項目について取組を進める。

(1) 内部管理制度への意識向上

内部管理制度の創設から3年が経過し、全庁的に制度そのものの認知は進み、管理職層の意識の向上が見られるものの、監督職や一般職員層へのさらなる浸透が必要である。実効性ある制度運用に向け、所属単位での意識の向上や関係部局が連携した注意喚起に努める。

(2) 職員一人ひとりの財務能力向上

複数職員による相互チェック、管理監督職による自己点検等の日常の防止策の強化に加え、職員一人ひとりが「自分ごと」として捉え、財務能力向上を図れるよう、全庁又は各所属における研修や知識習得の場の充実等に、さらに取り組む。

(3) 繰り返される傾向がある不備の精査、情報の共有化

前年度に不備が発生し、重点リスクとして管理しているにもかかわらず、同所属で同じ内容の不備が発生しているケースも複数見られる。

これらを精査し、その結果を踏まえ、有効かつ具体的な再発防止策を各関係部署と共有することにより、全庁的な取組につなげていく。

今後とも、各所属自らがリスクを適切に認識、分析し、是正する取組を積み重ねるとともに、関係機関とも連携しつつ、全庁的な内部管理的取組をさらに徹底していく。

(別表) 不備事項の自己評価及び独立的评价

【合計】

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R3 ①	R4 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
計				132	177	45	—	—	A (139) B (10) C (28)

【全庁重点リスク】

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R3 ①	R4 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
48	財産	出納・ 保管	不適切な 現金等の 管理	0	3	3	郵便切手出納簿記載 漏れ	自己検査の徹底、複数 職員による確認	A
49	その他	内部 管理 制度	不適切な リスクの 管理・共有	0	1	1	国への提出書類とり まとめの際に、一部書 類を遺漏	複数職員による確認	A
50		諸手当 の支給	不適切な 確認	0	9	9	諸手当の届出内容と 実態の不一致	職場会議等を通じて 再発防止指導、自己確 認の徹底	A (1) C (8)
計				0	13	13	—	—	A (5) C (8)

(注) 令和4年度に、リスクNo.50をリスク項目に追加

【所属重点リスク】

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R3 ①	R4 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
1	歳入	調定	調定期期の 誤り	5	1	△4	調定期遅延（港湾施 設使用料）	届受理の受付簿記載 を徹底	A
3			調定金額の 誤り	3	3	0	個人事業税の控除額誤 り（過大課税）	内容確認の注意徹底	C
4			歳入科目の 誤り	2	2	0	科目誤り	財務関係規程による 十分な確認	A
5			収入年度の 誤り	0	1	1	収入年度誤り	複数職員による確認	A
-			その他	1	1	0	雇用保険被保険者でな い者から保険料を徴収	複数職員による確認	C
6		収納	即納書、出 納簿の不 適切な取 扱い	5	16	11	現金出納簿記載漏れ	マニュアルの周知徹 底、複数職員による確 認	A
-			その他	1	0	△1	—	—	—

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R3 ①	R4 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
13	歳出	支出 負担 行為	予算措置の ない執行	2	1	△1	繰越明許費の設定等の 措置を講じないまま新 年度完了	進行管理の徹底	A
14			予算の超過 執行	1	0	△1	—	—	—
18			事前協議漏 れ	12	14	2	審査指導課への事前協 議漏れ	決裁区分の周知、チェ ック体制強化	A
20		支出 命令	不適切な履 行確認	5	3	△2	実績報告書等不備の状 態で支出	注意喚起及びチェッ ク体制強化	A
21			支出金額の 誤り	16	9	△7	給与等の算出額誤り (過大・過少支給)	複数職員による規定 の確認及びチェック	C
22			二重支払い	2	3	1	取消処理済と誤認し旅 費二重払い	管理簿等による支出 確認徹底	C
23			支出漏れ	4	1	△3	支払先を誤り、正当債 権者への支出漏れ	複数職員による確認	C
24			不適切な請 求書による 支出	1	0	△1	—	—	—
25			支出科目、 節誤り	1	1	0	支出内容確認不足によ る歳出事項誤り	複数帳票突合確認徹 底	C
26			支払遅延	4	5	1	講師謝金支払遅延	複数職員による確認	B
—			その他	1	2	1	公共料金振替日を誤認 し資金前受口座に滞留	事案周知徹底	A
27		仕様書 の確定	不適切な仕 様書作成	1	0	△1	—	—	—
28			予定価格の 算定誤り	0	1	1	数量誤りによる過大設 計	設計書作成支援ツール の積極的な活用等 を周知徹底	B
29		契約者 の決定	不適切な随 意契約	1	0	△1	—	—	—
32	契約	契約の 締結	不適切な契 約書の作成	12	18	6	契約条文不備	会計事務データベース の情報共有、複数職 員による確認徹底	A
36			不適切な変 更契約	2	0	△2	—	—	—
37		契約保証金 の不適切な 取扱い	2	4	2	運用通知の解釈を誤り 契約保証金免除	複数職員による確認	A(2) C(2)	
38		不適切な再 委託	0	4	4	再委託の承認手続きの 漏れ	適切な契約書の作成、 複数職員による確認 徹底	A	

リスク項目				件数			自己評価		不備の 分類区分
No.	大項目	中項目	小項目	R3 ①	R4 ②	増減 ②-①	不備の内容 (主なもの)	改善事項 (主なもの)	
44	財産	管理	財産の損傷	30	49	19	車両、パソコン損傷	各種研修及び会議での注意喚起及び職員の交通安全意識徹底	A
45			不適切な財産の管理	12	6	△6	亡失等報告書未提出	所属長会議等で制度周知徹底	A
46		使用許可	行政財産使用許可手続きの不備	0	1	1	更新手続きの遅延	帳簿確認手続きの徹底	B
48		出納・保管	不適切な現金等の管理	4	14	10	任意団体通帳の名義変更漏れ	自己検査の徹底、複数職員による確認	A (11) B (3)
—	その他	—	—	2	4	2	かい長の自己検査未実施	関係職員への周知徹底	A
計				132	164	32	—	—	A (134) B (10) C (20)

(注) 1 リスク項目は、財務に関する事務に係る内部管理実施要領第3条第1項で規定する「財務に関する事務のリスク一覧」に従い分類した。

2 不備の分類区分欄に不備が発生したリスクの件数を()書きした。

3 不備は、すべて運用上の不備である。

令和 4 年度

兵庫県内部管理評価報告書審査意見書

令和 5 年 9 月

兵庫県 監 査 委 員

兵 監 委 報 第 15 号
令 和 5 年 9 月 19 日

兵 庫 県 知 事 齋 藤 元 彦 様

兵 庫 県 監 査 委 員

高 橋 みつひろ
中 田 慎 也
花 岡 正 浩

令 和 4 年 度 兵 庫 県 内 部 管 理 評 価 報 告 書 の 審 査 に つ い て

令 和 5 年 8 月 10 日 付 け 審 第 1043 号 で 審 査 依 頼 が あ り ま し た 令 和 4 年 度 兵 庫 県 内 部 管 理 評 価 報 告 書 を 審 査 し た 結 果 に つ い て、別 添 の と お り 意 見 を 提 出 し ま す。

な お、地 方 自 治 法 第 199 条 の 2 の 規 定 に よ り、監 査 委 員 小 畑 由 起 夫 は 審 査 を 実 施 し て お り ま せ ン。

— 目 次 —

第 1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の手続	1
第 2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	審査の意見	2

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 4 年度兵庫県内部管理評価報告書

2 審査の手続

知事から提出された兵庫県内部管理評価報告書について審査を行った。

審査に当たっては、

ア 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか

イ 内部管理の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に実施されたか

等の点について検証し、兵庫県監査委員監査基準に準拠して、リスク評価シート等の照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施するとともに、財務監査等の結果も参考にして慎重に審査した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

兵庫県内部管理評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続等及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

2 審査の意見

留意・改善・要望事項については以下のとおりである。

(1) 内部管理の実効性確保

総括部局、推進部局をはじめとする推進組織の取組等により、指摘事項となるような不備は見受けられなかった

しかしながら、リスク評価シートの重点リスクに記載していても、財務監査でリスクと同じ内容の誤りが指摘等されており、内部管理の効果が十分に発揮されていないものがあった。

また、財務監査において指導された財務事務上の誤りをリスク評価シートの重点リスクに記載していないものも見受けられた。

不備のあった所属の内部管理推進員は、所属の実情に応じた具体的なリスク対応策を講じ、再発防止に努められたい。

(2) 内部管理制度の更なる周知徹底

内部管理制度の導入から3年目となるにもかかわらず、リスク評価シートの記載内容に不適切なものが見受けられるなど、制度が職員に十分に浸透しているとは言いがたい不備が認められた。

職員への意識付けが浸透し、職員一人一人が自ら携わる業務に内包される重点リスクを理解した上で、その対応策を常に意識して業務を遂行することが必要である。

適正な事務の執行を図るため、特に部局長をはじめとする幹部職員は、職員への意識付けと周知徹底に引き続き努められたい。

(3) 評価対象期間外に発覚した事案の取扱いについて

兵庫県内部管理評価報告書4(3)に記載されている「国庫支出金の請求漏れ」については、内部管理の運用上の重大な不備に相当すると考えられる。

しかしながら、制度運用上、評価基準日以降に発覚したことから評価対象外としていることは、制度の実効性を確保するうえでの重大な課題である。同事案の重大性を真摯に受け止め、再発防止に向けて事案の周知と具体的な対策を講じるとともに、評価対象期間外に発覚した不備の評価方法等の取扱いについて検討されたい。